

茅ヶ崎市公共下水道事業の現状等について



令和5年8月3日

下水道事業の概要

下水道のあゆみ

昭和38年 事業開始

昭和52年 相模川流域下水道処理開始

平成24年 地方公営企業法財務規定等適用

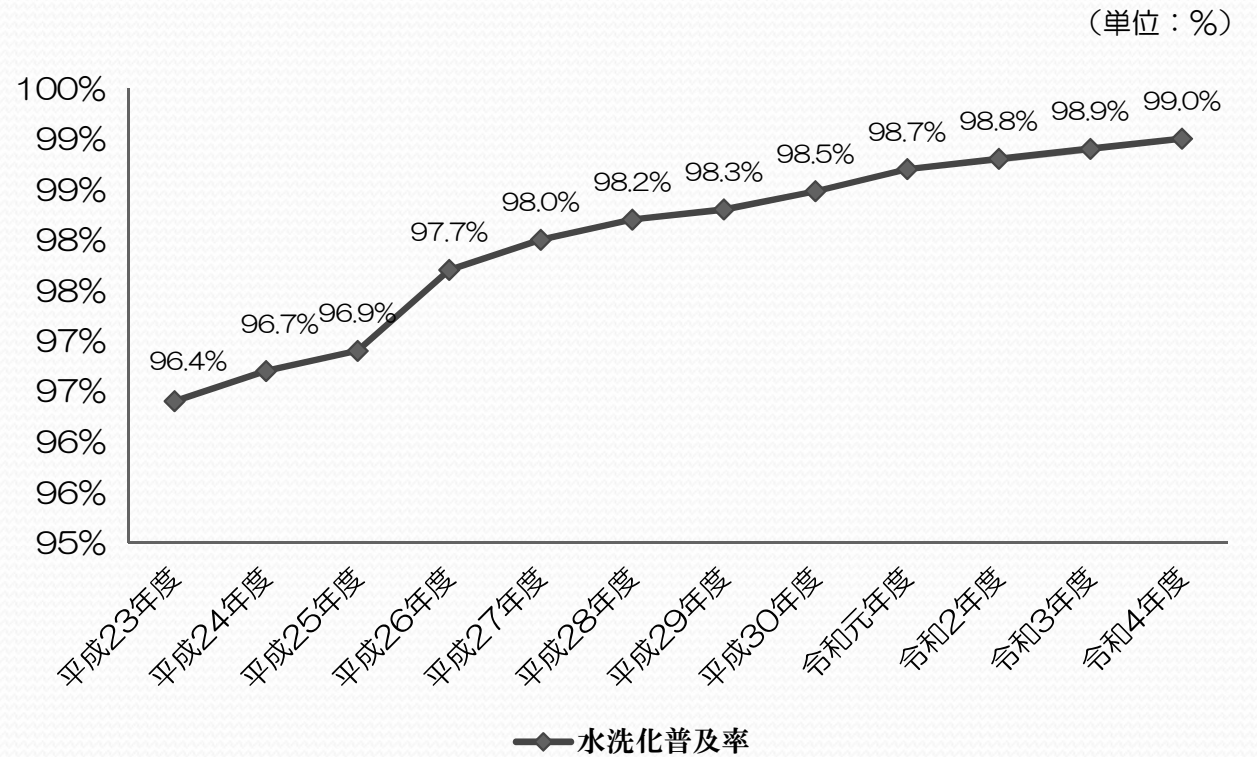
下水道河川部の組織

下水道河川部

下水道河川総務課

下水道河川建設課

下水道河川管理課



水洗化普及率：公共下水道処理区域における公共下水道接続割合

費用負担

●下水道事業における事業費負担の考え方

【雨水（雨水会計）公費・汚水（汚水会計）私費の原則】

公共下水道事業は独立採算が原則となりますが、雨水公費・汚水私費の原則があります。

雨水処理経費

雨による浸水を防ぐ
市民全体の受益

公費（一般会計）でまかなう
（税収入・雨水処理負担金）

汚水処理経費

排出された汚水の処理
使用者の受益

下水道使用料でまかなう

【受益者負担金制度】

下水道を利用できる人は整備された地域の皆さまに限られることから、下水道建設の費用を全て税金で賄うとすれば、下水道未整備地域の人達も建設費を負担することになり税負担の公平を欠くこととなりますので、公共下水道が整備された地域の土地所有者等の皆さんに事業費の一部を負担していただく制度です。

【受益者負担金を納める人】

公共下水道が整備された区域内の土地所有者、又は地上権者です。

1平方メートルあたり450円（1坪あたり約1,487円）

下水道使用料

●茅ヶ崎市の下水道使用料

下水道使用料は、茅ヶ崎市下水道条例の規定により、公共下水道の利用者から徴収しています。一般家庭と業務用とで区別はなく、二部使用料制（基本使用料と従量使用料）と累進使用料制（7段階）を採用し、維持管理費と資本費の一部を賄う使用料設定としています。（資本費：減価償却費・企業債等利子等の投下資本維持にかかる経費）

汚水の種類	基本額		超過額	
	汚水排除量	金額	汚水排除量	金額（1㎡につき）
一般汚水	8㎡以下分	616円	8㎡を超え 20㎡以下の分	91円
			20㎡を超え 50㎡以下の分	131円
			50㎡を超え 100㎡以下の分	151円
			100㎡を超え 300㎡以下の分	163円
			300㎡を超え 1,000㎡以下の分	202円
			1,000㎡を超え 5,000㎡以下の分	229円
			5,000㎡を超える分	255円
			浴場汚水	1㎡につき

1月 20m³あたり1,878円

（単位：円／1月20m³）（令和4年度）

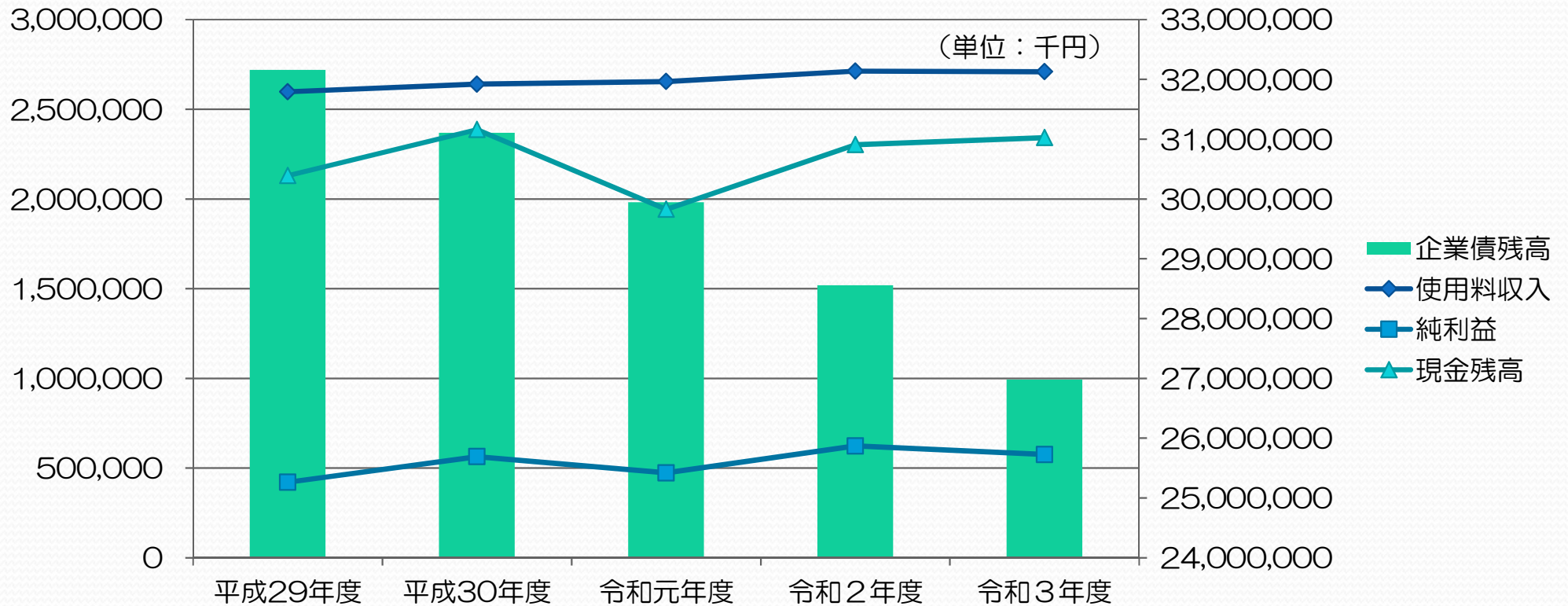
小田原市	座間市	秦野市	伊勢原市	大和市	綾瀬市	鎌倉市
2,636	2,634	2,469	2,355	2,292	2,289	2,260
藤沢市	相模原市	平塚市	厚木市	海老名市	茅ヶ崎市	逗子市
2,203	2,036	2,035	1,974	1,973	1,878	1,760

◆ 決算の概要

主要な決算値の推移

(単位：千円)

	使用料収入	純利益	現金残高	企業債残高
平成29年度	2, 596, 951	420, 378	2, 130, 451	32, 158, 338
平成30年度	2, 640, 065	563, 735	2, 386, 572	31, 106, 303
令和元年度	2, 654, 269	473, 198	1, 942, 043	29, 942, 458
令和2年度	2, 712, 875	623, 616	2, 302, 768	28, 556, 706
令和3年度	2, 709, 405	575, 820	2, 341, 936	26, 978, 889



(使用料収入、純利益、現金残高：左軸・企業債残高：右軸)